

各位

むさし証券株式会社

法人関係情報の管理態勢の点検についての報告書

弊社は証券業界における法人関係情報の管理に関する不祥事が続発した事態を受け、法人関係情報の管理態勢について点検を行い、日本証券業協会へその報告を提出いたしましたので、下記のとおりその内容をご報告いたします。

今後とも、お客様から親しまれ、信頼される地域密着型の証券会社として、役職員一同コンプライアンス態勢の強化に取り組み、皆様のご期待に添えるよう誠心誠意努めていく所存です。

1. 社内管理体制

(1) 弊社の社内組織体制は有価証券の引受、募集、売出し等に関する業務及び情報提供、コンサルタント業務を引受部が担当しております。M&A業務、顧客紹介業務を担当しておりました法人営業部は、本年9月で廃部となり、現在はM&A業務を引受部、顧客紹介業務を営業本部がそれぞれ担当しております。

また、ホール・セール部門のお客様に対する有価証券等の売買・取次等はトレーディング室が担当しております。

(2) 管理部門は、監査部売買審査課が法人関係情報の統括した管理を担当し、その他に業務統括部引受審査課が有価証券の引受審査業務を担当しております。

(3) 内部監査は、業務執行部門から独立した部署である監査部検査課が監査を実施しております。

(4) 代表取締役・取締役会の法令等遵守に関する取組みとしまして、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制を充実強化するため、内部管理統括責任者を委員長とする取締役会直轄のコンプライアンス委員会を設置し、毎月1回定例会議を開催しています。同委員会では、コンプライアンスに係る諸施策の検討及び立案、決定事項の実施状況のフォロー等に関して審議し取締役会に報告がなされています。決定事項については取締役会の承認の後、関係先に通達し徹底を図っています。なお、コンプライアンス上重要な問題が発生した場合には、臨時の委員会を召集し問題解決に当たっています。

営業向けには、毎月の営業会議において、コンプライアンス部門より各営業部店長に対し他社事例等タイムリーなことを示達しています。

2. 法人関係情報の管理状況

(1) 法人関係情報の取扱いに関する社内規則

法人関係情報の取扱いに関しては「内部者取引管理規程」で規定していましたが、平成22年7月に日本証券業協会が「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」を制定した際に「法人関係情報管理規程」を定めました。その後、平成24年2月及び8月に情報取得時の取扱いについて見直しを行いました。なお、法人関係情報のうち引受に関する情報については「有価証券の引受け等に関する規程」及び「引受関係情報取扱実施要綱」においても取扱を規定しています。

(2) チャイニーズ・ウォール（情報隔壁）の整備状況及び、実効性確保のため実施している施策

引受部は、ブローカー及びディーラー部門から物理的に隔離されており、出入口は施錠管理され、他部署の役職員の入室は制限されています。

(3) 公募増資に係る元引受業務について、元引受証券指名から公表までの一連の法人関係情報の取得・伝達等の実務上の流れ、及び情報管理の仕組み

引受担当役員は、元引受の打診があった場合に監査部売買審査課に「法人関係情報の連絡票」を提出し売買審査課が法人関係情報として登録を行います。

元引受証券として指名されると「引受関係情報取扱実施要綱」に基づき社長、副社長及び募集・売出しの円滑な遂行のため営業本部長及び業務統括部引受審査課長へ伝達します。

監査部売買審査課は、当該情報を取得した者に対して「法人関係情報の連絡票」に署名・捺印させ、当該情報の漏えいを防止しています。

(4) 引受部門、法人営業部門に対する管理部門のモニタリング・社内検査の実施状況

監査部売買審査課は、当該銘柄について引受部及び引受情報周知者の自己の取引を規制しています。また、当該銘柄の売買状況をモニタリングし不正なブローカー業務が行われていないか監視を行なっています。

また、監査部検査課が各部門についての社内検査の実施をしております。

(5) 不公正取引防止に関する社内研修の実施状況

弊社では毎年、証券外務員及び内部管理責任者を対象とするコンプライアンスに関する研修を実施しております。

リテール営業が中心の弊社においては、コンプライアンス研修の内容は適合性の原則遵守及び説明責任の履行が中心となっておりますが、平成23年度の研修には、法人関係情報の管理及び不公正取引防止に関する項目を取り入れております。また、最近のインサイダー取引や情報漏えい等の他社事例を参考として本年8月の営業会議において、各部店長に対して法人関係情報の管理及び伝達方法について研修を行い周知徹底を図りました。

3. 法人関係情報の管理に関する課題及び取組み

弊社におきましては、個人のお客様を対象とするリテール営業が中心で、営業員が法人関係情報に接する機会が少ない状況にあります。また、これまで主として法人営業を担当してきた法人営業部が廃部となり、上場企業を含む法人のお客様等は、本年10月をもって各部支店に引継がれます。

上記状況及び今般の点検を踏まえ、弊社としては、以下の4点の課題について取組んでまいります。

なお、課題の進捗については、コンプライアンス委員会で随時報告検討を行ってまいります。

【1. 営業部門と法人関係部門の関係見直し及び社内規則の見直し】

今般のインサイダー取引や法人関係情報を利用した不公正取引が多数報道されている状況から、営業部門から引受部に対する法人関係情報に絡んだ問合せを禁止とします。また、引受に係る社内規則と法人関係情報に係る管理規則の整合について見直しを図り、必要に応じて速やかに関連する社内規程等を改定します。

【2. 営業本部におけるチャイニーズウォールの整備】

弊社では従前より、法人関係情報については、弊社幹事先から増資等の案件にかかる情報を引受部経由で入手する可能性の他、法人営業部役職員が上場企業のお客様を訪問する際に法人関係情報を入手する場合があることから、法人営業部についてもチャイニーズウォールを整備しておりました。法人営業部廃部に伴い、当該業務を上場企業を担当する各部支店と営業本部役職員が共同で行うこともあることから、営業本部内に情報遮断された隔離スペースを整備いたします。

【3. 営業部門に対するモニタリングの強化】

監査部売買審査課では従前より、管理中の法人関係情報について、当該銘柄の売買状況を必要に応じてモニタリングしておりました。今般の組織変更に伴い、各部支店が上場企業を担当する事となったため、当該担当銘柄の取引状況について、随時モニタリングを行い、法人関係情報を利用した勧誘が行われていないか監視することとしました。

【4. 研修の実施】

監査部が行う各部支店の役職員を対象とする臨店研修において、法人関係情報の取扱い及び不公正な取引等を発見した場合の内部通報制度の利用等に関する項目を継続して取入れ周知徹底を図ります。また、人事総務部が主催する研修においても、法人関係情報の取扱いや不公正取引に関するルールの周知に止まらず、証券会社の役職員としての職業倫理の浸透が重要との観点から、プリンシプルの重要性についても継続して研修を行い周知徹底を図ります。

また、外部研修として、東京証券取引所自主規制法人が行う出張セミナーを利用し法人関係情報の特別研修を行う予定です。

以上